

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月 22 日に公布されました。

この法律では、地方公共団体の財政の健全性を判断するための 4 つの指標と健全化のための是正措置が必要となる基準を掲げ、それらの指標の算定と公表を義務付けています。

また、公営企業の経営の健全性を判断するため、公営企業を営んでいる地方公共団体に対し、公営企業の資金不足比率の算定と公表を義務付けています。

この法律に基づいて算定した与那原町の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 19 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		15.0	20.0
連結実質赤字比率		20.0	40.0
実質公債費比率	12.4	25.0	35.0
将来負担比率	81.7	350.0	基準なし

実質赤字比率及び連結赤字比率は、黒字のため「-」と記載。

早期健全化基準を超えると早期の財政健全化が必要な自治体とされ、早期健全化計画を策定する。さらに財政再生基準を超えると財政の再生が必要な自治体とされ、財政再生計画を策定しなければならない。(平成 20 年度決算から)

2. 資金不足比率

(単位：%)

会計名	平成 19 年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計		20.0	
公共下水道事業特別会計		20.0	

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため「-」と記載。

経営健全化基準を超えると経営の健全化に必要な公営企業とされ、経営健全化計画を策定しなければならない。(平成 20 年度決算から)

3.まとめ

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金収支不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、財政状況は健全に運営されているもの判断されます。

健全化判断比率等の説明

1.実質赤字比率

一般会計の実質的な赤字額が標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

対象：一般会計

2.連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

対象：全会計（一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、公共下水道事業特別会計）

3.実質公債費比率

一般会計等の実質的な借入金の返済額が標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

対象：全会計、一部事務組合、広域連合

4.将来負担比率

一般会計等が抱える実質的な負債の残高が標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

対象：全会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社

5.資金不足比率

公営企業の資金不足額が事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

対象・水道事業会計、公共下水道事業特別会計